⑵　コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速10Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

⑶　コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード当たり最大収容ＳＴＭ－１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数とする。

［⑷　略］

⑸　⑵のコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数とする。

⑹　⑵のコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

⑺　⑷のコア局渡りＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）、光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系コア局渡りＣＷＤＭユニット数とし、これに⑴のメタルＩＰ音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数を加えたものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

［削る］

⑵　コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速10Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。

⑶　コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード当たり最大収容ＳＴＭ－１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数とする。

［⑷　同左］

⑸　⑵及び⑷で算定したコア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、コア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを音声系コア局渡りＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系コア局渡りＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系コア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。

⑹　局ごとに、⑴及び⑸で算定した音声系ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系ＣＷＤＭユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数、音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

［新設］

５　ＸＣＭ（クロスコネクト装置をいう。以下同じ。）の設備量算定

⑴　コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のＩＣ接続回線数とし、これをチャネル切上単位（52Ｍ）、伝送装置収容率及びＸＣＭ１ユニット当たり52Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＸＣＭユニット数とする。